

幼児教育・保育無償化に関する状況報告

1. 幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月から、認可保育所、認定こども園、幼稚園及び認可外保育施設等を利用する3歳児クラスから5歳児クラスまでのお子さんや住民税非課税世帯の0歳児から2歳児クラスまでのお子さんの利用料が無償化になっております。

※認定こども園（教育部分）と幼稚園は、満3歳からの入園が認められているため、保育料が無償化になります。

※無償化の対象となる利用料には、通園送迎費、給食費、行事費、教材費、延長保育料等は含まれません。

無償化の範囲（幼児教育・保育無償化の対象や条件）

子どもの年齢		3～5歳児クラス		0～2歳児クラス		
保育の必要性		あり	なし	あり		なし
住民税課税状況		—	—	非課税世帯	課税世帯	—
施設類型・事業	保育所（認可施設） 認定こども園（保育部分）	無償	利用不可	無償	無償化の対象外	利用不可
	認定こども園（教育部分）	無償※1		—	—	—
	幼稚園	月25,700円まで無償※1				
	認定こども園（教育部分）の 預かり保育料	月11,300円 まで無償	無償化の 対象外	—	—	—
	幼稚園の預かり保育料	※2				
	認可外保育施設・一時預かり 事業・ファミリーサポートセ ンター事業等	合計で 月37,000円 まで無償	無償化の 対象外	合計で月 42,000円 まで無償	無償化の対象外	

※1 認定こども園（教育部分）と幼稚園は、満3歳から無償化の対象となります。

※2 満3歳で非課税世帯の方は、月16,300円まで無償

2. 保育料の無償化認定者数（令和2年1月1日現在）

（人）

施設区分	在籍数	無償化対象者数							
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	
保育所	1,714	8	17	14	315	321	340	1,015	
認定こども園	保育部分	558	2	3	7	127	114	103	356
	教育部分	950	/	/	56	262	303	329	950
小規模保育施設	109	3	4	2	0	0	0	9	
公立幼稚園	73	/	/	/	/	27	45	72	
私立幼稚園	634	/	/	34	170	214	216	634	
認可外保育施設	/	2	1	4	14	21	10	52	
計	4,038	15	25	117	888	1,000	1,043	3,080	

3. 認定こども園（教育部分）と幼稚園の児童数

(人)

施設区分	令和元年5月1日	令和元年10月1日	令和2年1月1日
認定こども園（教育部分）	993	948	950
私立幼稚園	610	625	634
公立幼稚園	69	72	72

4. 預かり保育無償化認定児童数（令和2年1月1日現在）

(人)

施設区分	預かり保育認定者					通園児数	割合
	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計		
認定こども園（教育部分）	0	36	54	66	156	950	16.4%
公立幼稚園			4	5	9	72	12.5%
私立幼稚園	1	53	81	79	214	634	33.8%
計	1	89	139	150	379	1,656	22.9%

5. 預かり保育無償化分の支給方法及び支給別施設数

施設に、償還払い（保護者に支払い）又は法定代理受領（施設に支払い）のどちらかを選択してもらっている。※市町村によって違いあり

施設区分	償還払い	法定代理
認定こども園（教育部分）	9施設	6施設
私立幼稚園	12施設	0施設

※公立幼稚園は現物給付

6. その他

○令和元年7～8月に提出していただいた、「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」等の内容の変更がある場合は、市こども福祉課保育係へご連絡ください。

(例)・設置者、事業者名

- ・設置者、事業者の主たる事務所の所在地
- ・代表者
- ・保育料及び利用料
- ・実施時間など